

第6章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止若しくは低減、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及びこの計画の定めるところにより、応急措置の実施責任者は所要の措置を講じ、また、市長は必要により北海道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施するものとする。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりとする。

- (1) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第24条及び第28条）
- (3) 消防長又は消防署長等（消防法第29条等）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（第63条第3項）
- (6) 北海道知事（基本法第70条）
- (7) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (8) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）

2 市の実施する応急措置

(1) 警戒区域（注1）の設定

市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

〔注1〕警戒区域 災害による被害を防ぐために、応急・復旧対策の作業員など許可を得た者以外の出入を禁止、若しくは制限した区域。

(2) 住民等に対する周知

警戒区域の設定を行なった場合は、地域住民に対して、設定理由、対象範囲等を「第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画」に定める情報伝達手段により周知徹底を図るものとする。

(3) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき損失補償等の措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

市長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その事項について「深川市公告式条例（昭和38年深川市条例第1号）」を準用して市役所の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

(ア) 名称及び種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(4) 障害物の除去並びに保管

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

イ アの応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動するものとする。

(6) 北海道知事に対する応援の要求等

市長は、市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(7) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、市の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条第1項)

イ 市長及び消防長は水防のためやむを得ない必要があるときは、市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の10第1項)

(8) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、前記(1)～(6)により、本市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、関係法令によるほか、北海道市町村総合事務組合において定めている市町村消防団員等公務災害補償条例により補償しなければならない。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、「本章 第31節 救助法の適用と実施」によるものとする。

第2節 避難対策計画

災害時において住民の生命身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1 市民の自主避難

市民は、通常と違う自然現象等により身の危険を感じた場合、自主的に避難を開始するとともに、その旨を市に連絡するものとする。

(1) 避難路の安全確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。また、避難を行うことにより、生命又は身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避、垂直避難等による安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者の避難

避難支援等関係者、自主防災組織、町内会は、民生委員、ボランティア団体と協力し、要配慮者の避難を介護する。

(3) 避難時は交通事故等の二次災害を防ぐため、徒歩による避難を基本とする。

2 避難実施責任者

(1) 市長（災害対策本部長）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難準備情報・避難の指示区分の基準により、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立ち退きを指示するとともに、速やかにその旨を空知総合振興局長経由にて北海道知事に報告する。（基本法第60条）

イ アの場合において、市長が立ち退きを指示することができない場合、警察官にその指示を要請するものとする。（基本法第61条）

ウ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示する。この場合、警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

(2) 警察官

ア 市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。その場合、直ちに市長に通知するものとする。（基本法第61条）

イ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災、危険物の爆発等の危険な事態がある場合、危害を受けるおそれのある者に対し、避難等の措置をとることができる。（警察官職務執行法第4条）

(3) 北海道知事又はその命を受けた職員

ア 洪水等による避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きを指示することができる。（水防法第29条）

イ 土石流（土石流、がけ崩れ、地すべり）による避難の指示

土石流により著しく危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きを指示することができる。（地すべり等防止法第25条）

ウ その他の指示

北海道知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、市町村が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。（基本法第72条）

エ 北海道知事は、災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置を市長に代わって実施しなければならない。（基本法第60条第5項）

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、次のイからエの措置をとった場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ア 警察官がその場にいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等（自衛隊法第94条）

イ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

ウ 市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地等の一時使用及び被災工作物の除去等（基本法第64条第8項）

エ 市長若しくはその委嘱を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

市、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

市は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 協力、援助

北海道警察は、市が行う避難の措置について、関係機関と連携し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

4 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等のその他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

5 避難誘導

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、町内会長、消防署、消防団及び警察官が協力して行うものとする。また、避難誘導に当たる者は投光機、ロープ等を最大限に活用し、自らの安全確保に努めるものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、要配慮者を優先的に避難させる。

(3) 避難の方法

避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班の単位で行うものとし、避難者自ら行うことを原則とする。

(4) 要配慮者の避難支援

「第5章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に基づき、支援に努めるものとする。

(5) 移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合等、車両による集団輸送の必要が認められる場合は、本部情報連絡室、陸上自衛隊（「本節 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより派遣要請を行う。）が行うものとする。また、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、市の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

7 避難所の開設

(1) 市は、災害の現象に応じて危険性を十分考慮し指定避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。さらに、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者に配慮した福祉避難所の確保に努めるものとする。

(2) 指定避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。

(3) 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。また、連絡員は災害時優先電話及び防災無線等を使用し、本部との情報連絡を行うとともに、避難者に対しても積極的な災害情報の提供に努めるものとする。

(4) 避難者の受入時は、「資料編 資料7-6 様式 避難所設置及び収容状況」により、避難者の把握を行うものとする。

(5) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するも

のとする。

- (6) 災害の発生が予測される場合において、早期に住民から自主避難の申出があった際には、災害状況を考慮し、地域の避難所を直ちに開設するとともに被害予測に応じて、地域住民への広報を行うものとする。
- (7) 避難所の開設基準、開設期間等については救助法が適用されたときは同法により、また適用されない場合は同法に準じて行うものとする。
- (8) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (9) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (10) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(資料編 資料4-2 避難場所一覧表)

(資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図)

(資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式)

8 避難所の運営管理

- (1) 避難所の運営管理については、避難所担当の市職員を避難所の運営責任者（以下「運営責任者」という。）とし、自主防災組織、町内会、施設の管理人、ボランティア団体等の代表者によって組織される避難所運営委員会を立ち上げ、運営を行うものとする。
- (2) 運営責任者は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、本部情報連絡室に報告を行うものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国及び道への報告を行うものとする。
- (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたトイレの配備を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のスペースの確保に努めるものとする。

- (6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (9) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (10) 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (11) 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- (12) 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (13) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (14) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (15) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

9 北海道（空知総合振興局）に対する報告

- (1) 避難の指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）
 - ア 発令者
 - イ 発令理由
 - ウ 発令日時
 - エ 避難の対象区域
 - オ 避難先
- (2) 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。
 - ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 収容状況、収容人員
 - ウ 炊き出し等の状況
 - エ 開設期間の見込み
- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告する。

10 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

市は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

11 広域一時滞在

(1) 市内被災住民の道内市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、市内の被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在有の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協

議を行うものとする。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合は、知事に助言を求めものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告するものとする。

オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施するものとする。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道内市町村被災住民の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知するものとする。なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めものとする。

イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関する機関等に通知するものとする。

(3) 市内被災住民の道外への広域一時滞在

市長は、災害発生により、被災住民が道外の他の市において一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。

(4) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在より居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮するものとする。

第3節 救助救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

(1) 市（消防機関）

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容する。また、市は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、災害時相互応援協定締結先の市町村及び北海道へ協力を求めるものとする。

(2) 北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 地震、台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

(4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

(5) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市、北海道及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に、発災後72時間は、救助を必要とする被災者が生存している可能性が高いとされることから、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、記録しておかなければならない。

（資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況）

（資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式）

（資料編 資料7-7 被災者救出状況記録簿）

第4節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

北海道警察は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

(1) 北海道警察が行う災害に関する予報及び警報の伝達等は次により行うものとする。

深川警察署	23-0110	(連絡責任者) 市役所 総務課自治防災係 26-2215 災害時優先電話 (22-3549)	市役所から関係機関、住民への連絡は、「第4章 第3節 災害情報収集伝達及び伝達計画」の定めるところによる。
駅前交番	22-1520		
一已駐在所	22-1530		
音江駐在所	25-1540		
納内駐在所	24-2351		
更進駐在所	29-2151		
稲田駐在所	25-1250		
多度志駐在所	27-2151		
鷹泊駐在所	28-2151		

(2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに市長に通報するものとする。

3 事前措置に関する事項

(1) 市長（本部情報連絡室）が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て、方面本部長に対して行うものとする。

- ア 派遣を要する理由
- イ 派遣を要する職員の職種別及び人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣についての必要事項

(2) 市長の要求により行う事前措置

警察署長は、市長からの要求により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあっては、市長が当

核措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、市及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、「第6章 第2節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。また、被災により無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあつては、市長は当核措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項並びに同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力し被災者の救出・救助活動を実施するとともに、負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況に応じて市長の行う遺体の搜索等災害活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有するものとする。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、市長と打合せを行うものとする。

10 災害時における交通規制に関する事項

(1) 警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第5節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 北海道開発局（札幌開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

(3) 北海道（札幌建設管理部）

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について市町村の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(4) 市及び消防機関

ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認め

るときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

ア 損壊、又は通行不能となった道路名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 車両の確認

空知総合振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、空知総合振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 事前届出制度の普及等

北海道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

(ア) 警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域 道内全域

イ 対象道路 既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

- 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路
エ 北海道緊急輸送路において指定されている路線は、「資料編 資料3-11 緊急輸送ネットワーク指定路線図」による。

第6節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（本部情報連絡室・土木施設班）（基本法第50条第2項）
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 緊急輸送の方法

(1) 車両等による輸送

緊急輸送は、一次的には自機関の所有する車両、舟艇等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、自機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の借上げを行うなど、緊急輸送に万全の体制をとること。

- (2) 道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社に協力を要請し輸送を実施するものとする。

(3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力又は、雪上車による輸送を行うものとする。

(4) 空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、北海道（危機対策課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプター、又は、自衛隊所管の航空機による航空機輸送の要請を行うものとする。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

（資料編 資料4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準）

(5) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食料の供給等の必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

3 輸送拠点の確保

(1) 物資輸送拠点

生きがい文化センター駐車場、総合運動公園駐車場、ふかがわ道の駅を物資輸送拠点とす

るが、災害の状況などにより別に確保するものとする。

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあつては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフラインの復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料・水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品物資輸送

5 緊急輸送の実施

土木班は、緊急輸送の経路となる道路・河川等の確保のための対策を行うとともに、緊急輸送経路の被害状況を随時、本部情報連絡室に報告するものとする。本部情報連絡室は、被害状況を考慮し緊急輸送を実施するものとする。

6 災害時における緊急輸送車両の交通確保

(1) 緊急輸送道路の指定

「資料 3-11 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や深川建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く市内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。なお、地震をはじめとしたあらゆる災害を想定し、事前に住宅や電柱など倒壊による道路封鎖要因の排除を図るなど、緊急輸送道路の確保に努めるものとする。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

市内の国道、道道等、深川市以外の道路管理者に属する道路が破損等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るとともに、深川建設業協会との協定に基づく協力を得ながら指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

市長は、基本法第76条の規定に基づき、空知総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両ごとに、「本章 第5節 交通応急対策計画」における「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を当該車両の前面に標章を掲示するものとする。

(資料編 資料3-10 市保有車両一覧表)

(資料編 資料3-11 緊急輸送ネットワーク指定路線図)

7 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、市内の小売業者又は卸売業者から調達するものとする。

8 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-14 輸送記録簿)

第7節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長（福祉班）
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - (3) 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - (4) 施設で調理することができない要配慮者利用施設等の入所者
 - (5) 災害応急活動従事者（※）
 - (6) 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人（※）
- （※ これらの者は、救助法の実費弁償の対象外である。）

3 需要の把握

避難者、災害対策要員等の食料供給必要数は、各担当班で把握を行い、福祉班は、各部各班からの報告等により必要な量を把握する。

4 食料供給の方法

(1) 品目

供給品目は、米飯、おかゆ、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、要配慮者及びアレルギー保有者等に配慮した供給を行うものとする。また、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルクとする。

(2) 食料の確保、供給方法

ア 食料の確保

食料の確保は、深川市多目的低温倉庫内にある深川市防災備蓄保管庫において備蓄している非常用食料のほか、「防災備蓄品の保管及び災害時における米穀の供給等に関する協定」に基づき、きたそらち農業協同組合に要請するほか、市内小売又は卸売業者から購入するものとするが、市内だけでは確保が困難なときは、北海道又は道内市町村に対して食料供給を要請するものとする。

（資料編 資料3-12 非常用食料備蓄状況）

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

（資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表）

イ 供給方法

米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊き出しをする場合は、下記の学校給食施設及び「資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図」の給食能力を有した施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊き出し協力団体として「本章 第25節 労務供給計画」に定めるとおり住民組織等の協力を求める。

《学校給食施設》

施設名	所在地	炊出能力	電話番号
北空知圏学校給食センター	深川市開西町1丁目6番4号	2,200食×3回/日	23-5533

ウ 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、「本章 第6節 輸送計画」及び「本章 第25節 労務供給計画」により措置するものとする。

エ 食料の配布

- (ア) 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所において実施する。
- (イ) 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配布する。
- (ウ) 食料の配布については、避難所運営委員会、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

5 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者に対する炊き出しは、福祉班が担当する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、深川市赤十字奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設、その他給食施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によっては、パン給食を行うものとする。

(3) 避難者による炊き出しの方法

調理設備を有する避難所においては、避難所運営委員会もしくは、自主防災組織を中心として可能な限り避難者による炊事に努めるものとする。

なお、食材等については福祉班が調達するものとする。

6 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-8 炊き出し給与状況)

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第8節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 実施責任者

市長（給水・下水道班）が実施し、救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施するものとする。

(2) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。（飲料水は1人1日3リットル）

(3) 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車及び消防水槽車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2 給水方法

給水班は、関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。

(1) 対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

(2) 優先給水先

水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

ア 救護所

イ 病院

ウ 要配慮者利用施設

エ 避難所

(3) 水道施設に被害のない場合

給水車及び消防水槽車等によって給水する。消防大型水槽車以外で水槽を有する消防車両にあつては、飲料用以外の生活用水を給水する場合のみ使用するものとする。

(4) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係市民に被害状況を周知徹底させ、給水車、消防水槽車等給水用資機材により搬送給水する。

(5) 水源井を含む水道施設全部が被災した場合

近隣市町に要請して、飲料水の供給輸送を受ける。搬送給水は、給水車、消防水槽車等及び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

3 給水の基準

(1) 水道施設

施設名	所在地	給水可能量	給水可能人口	給水区域
上水道	北空知広域水道企業 団より受水	13,333m ³ /日	29,000人	市内全域 (更進地区除く)
	音江町吉住	66m ³ /日	132人	更進地区

(2) 給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

4 給水資機材保有状況（市・消防）

（資料編 資料4-4 給水資機材保有状況）

5 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設、福祉施設等緊急を要するものから優先的に、指定水道工事業者の協力を得て行うものとする。特に大規模災害等により、長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。

- (1) 施設の点検、被害の状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 住民への周知活動を行う。

6 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町に対し、飲料水の供給の実施又は、これに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

被害状況により、日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定に基づき事務局である旭川市に応援を要請するものとする。

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

（資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表）

7 給水の記録

応急給水を実施した場合は、記録しておかなければならない。

（資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況）

（資料編 資料7-10 飲料水の供給簿）

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第9節 衣料・生活必需品物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の、被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、市長が北海道知事の委任により実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（管理・調査班）が行うものとし、物資の調達が困難なときは、北海道知事にあつせん及び調達を要請する。

2 実施の方法

- (1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。
- (2) 市長が特に必要と認めるときは、被災状況に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。
 - ア 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - イ 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた人
 - ウ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
 - エ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

4 物資需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

5 備蓄・調達方法

- (1) 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量を、市において備蓄保管するものとする。
- (2) その他物資の調達にあつては、あらかじめ市内の各衣料品店及び日用品取扱店と協議し、緊

急時に速やかに対応が可能となるよう、災害に備えるものとする。

- (3) 要配慮者に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- (4) 市内で調達が困難な場合は北海道知事に依頼し、調達するものとする。

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

6 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各避難場所等を配給場所として、避難所運営委員会、町内会、ボランティア等の協力のもと迅速かつ的確に分配する。

(2) 給与又は貸与の方法

- ア 市長は、被災世帯調査票等に基づき救助物資購入（配分）計画を立てるものとする。
- イ 市長は、調達物資を物資受払簿により整理のうえ、物資給（貸）与簿により被災者に給（貸）与するものとする。なお、救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。
- ウ 給（貸）与の物資は生活に必要な最小限のものとする。

7 義援金品の取扱

市に送付された義援金品の取扱は、広報・調整班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

8 給与及び貸与にかかる実施状況の記録

衣料生活必需品等物品の給与等を実施した場合、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況)

(資料編 資料7-9 世帯構成員別被害状況、物資購入（配分）計画表

物資の給与状況、物資受払簿、物資給与及び受領簿)

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第10節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（広報・総務班）

市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

(2) 救助法が適用された場合は、市長が北海道知事の委任により実施するものとする。

2 石油類燃料の確保

(1) 燃料等の調達にあつては、あらかじめ空知地方石油協同組合北空知分会加盟の石油類燃料取扱店と協議し、緊急時に速やかに対応が可能となるよう、災害に備えるものとする。

(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。

(3) LPGについては、「災害等の発生時にける深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書」を締結している北海道エルピーガス災害対策協議会により供給を受けるものとする。

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

3 緊急時の連絡体制

緊急連絡先：空知地方石油協同組合北空知分会

事務局 丸太松井商店 TEL0164-23-3017

第11節 電力施設災害応急計画

第1 基本方針

電力施設災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、電力施設災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

ア 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 市

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理を行う。

(5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する

ものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

電力施設災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市

市長は、電力施設災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、電力施設災害時、その状況に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、電力施設災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

電力施設災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。その他、電力施設災害時における医療救護活動については、第6章第14節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第5節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

電力施設災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第6章第2節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 市は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係機関を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 市は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

市は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び市は、電力施設災害時における石油類燃料の供給については、第6章第10節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第6章第27節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

道、市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第12節 ガス施設災害応急計画

本計画は、ガス施設（埋設管等）のガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によってガスの早期供給再開を目指し、公共施設の機能を維持することを目的とする。

1 非常災害の事前対策

ガス事業者は、ガス事業法第64条第1項に基づき保安規定を定め、技術上の基準に適合するように工作物の維持を図るほか、非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 情報連絡

- ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
- イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
- (ウ) 非常持出品の搬出整備
- (エ) 建物の補強
- (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- (カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

- (ア) 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じこれの強化を図る。
- (イ) 配管等の設備において工事实施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、又道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。
- (ウ) 電気設備、電話線等の保守
- (エ) その他設備毎に対策をたてて強化を図る。

(3) 人員の動員連絡の徹底

- ア 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。
- イ 社外者（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
- ウ 道に応援を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。

- ア 無断ガス工事を禁止する。
- イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。
- ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

2 ガス施設応急対策

(1) 市が実施する対策

- ア 被害状況の把握
- イ 掘削工事を伴う場合は、他の占有物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混乱しないための調整の実施
- ウ 住民の広報活動

(2) ガス事業者が実施する対策

ガス事業者は、ガス事業法第64条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、「災害等の発生時における深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書」に基づく応急復旧対策を行うとともに、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

- ア ガス施設の点検、破損箇所の早期発見及び緊急措置
 - (ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - (イ) 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部地域（ブロック）のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を実施する。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、市と協力して住民に避難措置を行う。
- ウ 復旧人員の確保
 - 当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は、直ちに、ガス事業者間の応援協定に基づき、応援を要請する。
- エ 復旧資機材の調達
- オ 受入側にあつては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあつては、適時、適切な応援体制の整備を行う。
- カ 住民が実施する対策
 - ガス施設の損壊を発見したり、ガス臭を感知した場合は、直ちにガス事業者又は市へ通報を行う。

3 ガス施設（埋設管）応急供給計画

事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等の重要施設の早期復旧を実施するとともに、早期供給再開に努めるものとする。

4 緊急時の連絡体制

「災害等の発生時にける深川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書」

緊急連絡先：北海道エルピーガス災害対策協議会 事務局 空知ガス(株) TEL0164-22-3911

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

第13節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、市（給水・下水道班）及び北空知広域水道企業団は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、「日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定」及び「深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定」に基づき、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努めるものとする。なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求めるものとする。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

市（給水・下水道班）及び北空知広域水道企業団は、水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市（給水・下水道班）は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、市内の民間企業に協力を求めるものとする。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 管渠（注1）施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。
〔注1〕管渠 かんきょ。主に給排水を目的として造られる水路のうち、小規模な溝状のものの総称を溝渠（こうきょう）と呼ばれ、その状態等により、開渠（かいきょ）・明渠（めいきょ）、暗渠（あんきょ）、側溝（そっこう）などに区別され、開渠と暗渠を管渠（かんきょ）と呼ぶ。
- オ 処理場・ポンプ場施設については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。
- カ 住民への広報活動を行う。

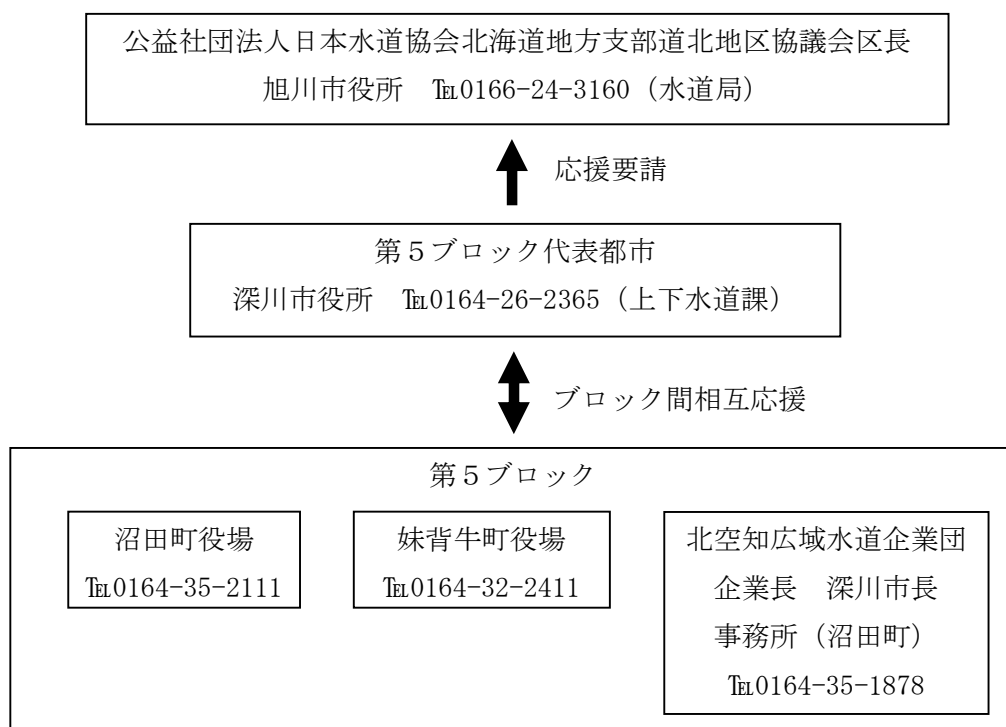
(2) 広報

市（給水・下水道班）は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 応援体制

(1) 「日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定」

公益社団法人日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会連絡体制表



(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

(2) 「深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定」

緊急連絡先：深川水道設備業協会

事務局 株式会社山一工業 Tel0164-22-5205

(3) 自衛隊への派遣要請

ア 派遣要請基準

災害に際して、上下水道の応急対策が市（給水・下水道班）の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

イ 派遣要請要領

「本章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」によるものとする。

第14節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合における医療・助産は、北海道知事及び北海道知事の委任を受けて日本赤十字社北海道支部が実施する。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療・助産は、市長（医療班及び救援班）が実施する。道に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (3) 上記(1)及び(2)については、深川医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を構ずるよう関係部班に指示するものとする。

3 医療救護対策

(1) 医療救護実施の方法

- ア 医療救護を実施する際は、医療班を編成するとともに、医療救護所を設置して実施するものとする。
- イ 医療班は、深川市立病院職員をもって編成することを原則とするが、必要に応じ民間の医療機関及び看護師をもって編成することができる。
- ウ 医療班の編成基準は、医師1人を長とし、看護師2人、事務職員1人及び補助者1人の計5人とする。
- エ 医療班の編成は、深川市立病院がその都度決めるものとするが、市民福祉部と緊密な連絡をとり判断するものとする。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所は、次に掲げる施設内に設置することとするが、必要により現地の公共施設等を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設（深川市災害対策現地医療救護所）

施設名	所在地	電話番号	収容人員
深川市立病院	深川市6条6番1号	22-1101	50人
深川市立納内診療所	〃 納内町3丁目8番88号	24-2411	—
深川市立多度志診療所	〃 多度志1188番地	27-2001	—

4 関係機関に対する出動要請

(1) 深川医師会

ア 市長は、災害の規模等により、深川市立病院職員での医療班編成が困難な場合は、「北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、深川医師会長に対し医療班の編成及び出動要請を行う。

イ 要請場合には、次の項目を通知する。

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

(2) 北海道

市長は、災害による傷病者が北空知管内の医療関係者のみでは、診療不可能であると判断したときは、道に対し医師及び看護師等の派遣を要請するものとする。さらに災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行うものとする。

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

（資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表）

5 患者の搬送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、市、道又は救護班が確保した車両により搬送する。また、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、若しくは、緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

6 避難所での医療活動

(1) 健康管理及び巡回診療の実施

ア 救援班は、避難所に保健師等を配置し、被災者の健康管理にあたると共に、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

イ 医療班は、班長が必要と認めた場合は、医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療班を編成し、避難所等において健康診断及び検病調査を行うものとする。

また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。

7 医療品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、救援班（健康福祉課）において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、北海道知事に対しあつせんを要請するものとする。

（資料編 資料4-5 医療品等調達先一覧表）

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料1-7 医療機関一覧表」のとおり

9 医療救護活動の記録

医療救護活動を実施した場合は、記録しておかなければならない。

（資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況）

（資料編 資料7-11 救護班活動状況、病院診療所医療実施状況、助産台帳）

10 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

11 緊急時の連絡体制

緊急連絡先：（社）深川医師会 TEL0164-23-4406

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

第15節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長が北海道知事の指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長は次の班等を編成するものとする。

- (1) 市長は、ねずみ及び昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
また、防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。
- (2) 防疫班の編成

市長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班名	班長	班員
市民・環境衛生班	市民生活課長	環境衛生係

※ 防疫班の活動範囲は主要箇所的外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理するものとする。

3 感染症の予防

(1) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、防疫班は町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分するものとする。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

(2) 消毒方法

市長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。）を用い1日1回以上実施する。

ウ 井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させて使用させるものとする。なお、水害等で汚水が直接

入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれがあるときは消毒のうえ、井戸替えを施さないとする。

エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について、速やかに、これを実施する。

(3) 被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は状況に適した薬剤にて行うよう指導する。

(4) 患者等に対する措置

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、保健所と連携して患者等への対応を行うものとする。

(5) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、北海道知事（保健所長）の指示を受け、予防接種を実施するものとする。

(6) 避難所等の防疫指導

市長は、避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断を受けさせるものとする。

イ 清潔の保持、消毒方法等の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗たく場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了したのものをもって充て、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥（注1）等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

〔注1〕ちゅう芥 台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

4 防疫資機材の調達

災害時において、市が所有する防疫資機材等を使用して不足をきたした場合は、隣接市町村より借用するものとする。

5 家畜及び畜舎の防疫

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

第16節 廃棄物等処理計画

災害における被災地のごみの収集、し尿収集処理、死亡獣畜の処理等に関する事項は、この計画の定めるところによる。ただし、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「第6章 第22節障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地におけるごみ及びし尿収集処理は、地域住民の協力を得て、市長（市民・環境衛生班が担当）が実施するものとする。

イ 市長は、災害による被害甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町又は北海道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、市長（農林班）が実施するものとする。

2 廃棄物処理班の編成

(1) 廃棄物処理作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

(2) 作業にあたっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理の方法

ア 収集

災害地の住民に協力を要請し、市ごみ処理基本計画に沿った分別収集を行い、生ごみ及び感染病の源となるものから順に収集するものとする。一般的なごみは、その後に収集するものとする。また、災害の状況により本市の収集能力からして完全に収集することが困難な場合は、一般車両、又は、民間業者の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

イ 処理

収集物の処理は、市の一般廃棄物最終処分場若しくは北空知衛生センター組合内ごみ処理施設を使用するものとする。また、災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理施設にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

ウ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 災害時の廃棄物処理施設への一時期の多量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難である場合等が考えられるため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きする方策を講じるものとする。

(イ) 仮置場は、河川敷等の公共広場を優先して指定し、また、腐敗、悪臭、害虫、汚染等

が発生しないよう管理を徹底するものとする。

エ 適正処理が困難な廃棄物

適正処理が困難な廃棄物の範囲は、平常時に市では収集、処理していないもの、アスベスト等有害物質を含む廃棄物とし、産業廃棄物に該当するものは、基本的に平常時と同様に排出者の責任として受入可能な処理先に持込む等して処理するものとする。

(2) し尿の収集処理の方法

ア 収集

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするるとともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

イ 北空知衛生センター組合のし尿処理施設を使用して完全処理に努めるものとするが、処理能力を超える場合は一時貯留し、後日処理する。

3 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、市所有の移動便所を使用するが、なお不足する場合は土木施設班の協力を受け、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならないよう配慮するものとする。

4 死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市が実施するものとし、近隣市町の死亡獣畜処理場において行うものとする。ただし、交通途絶等により死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合には、保健所の指導のもとに埋却及び焼却等の方法で処理する。なお、埋却する場合は、1m以上覆土するものとする。

第17節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

市は、地域における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

2 飼養動物の取扱い

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

（資料編 資料7-6 避難所開設に伴う各種様式）

第18節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育（注1）は、この計画の定めるところによる。

〔注1〕 応急教育 学校教育が正常化されるまでの間、被害状況等に応じ休校、短縮授業等を実施すること。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校及び幼稚園における応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策は、教育委員会（教育対策班）が行うものとする。
- (2) 学童保育所の応急対策は、市長（社会福祉課）が行うものとする。
- (3) 救助法が適用された場合の救助は、北海道知事の委任を受けて市長（教育対策班）が実施するものとし、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。
- (4) 幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (5) 道立高校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、北海道知事及び北海道教育委員会が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、その他確実な方法で各児童・生徒に徹底させる。また、登校後、児童・生徒を帰宅させる場合は、集団下校することを原則とし、教師が付き添うなど児童・生徒の保護に留意するものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっせんを要請する。

(3) 教育の要領

災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努めるものとする。災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。なお、特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒等の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 授業の場所が公共施設等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒等の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒等の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒等に生じやすい心理的な障害に十分配慮し、児童及び生徒の心のケアを図るものとする。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努め、教育活動に支障を来たさないようにするものとする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、市内の教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。また、市内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

市内の文房具店等から購入するものとし、調達が困難なときは、北海道知事及び北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり応急処理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期するものとする。
- (2) 校舎の一部にり災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶するものとする。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施するものとする。
- (4) 必要に応じて教職員・児童・生徒の予防接種・健康診断等を実施するものとする。

6 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び深川市の文化財保護に関する条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する深川市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

7 学用品の給与状況記録

学用品の給与を行った場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-16 学用品の給与状況)

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理などの住宅対策は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行うものとする。

(2) 市長

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するも応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事からの委任を受けて実施することができる。

2 避難所

市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第2節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

市長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんするものとする。

4 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要により応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力で住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。

(4) 建設戸数（借上げを含む。）

市長の要請に基づき、北海道知事は設置戸数を決定するものとする。

(5) 建設用地

建設予定地は、原則として市有地とする。ただし、これによりがたい場合は、適当な公有地又は私有地とする。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3カ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

（資料編 資料7-17 様式1 応急仮設住宅台帳）

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受けた市が管理するものとする。救助法が適用されない場合、市が維持管理を行うものとする。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、応急修理を実施するものとする。

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

（資料編 資料7-17 様式2 住宅応急修理記録簿）

6 災害公共住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な天然現象による災害の場合

(7) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(4) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(9) 滅失戸数が市の区域内の住宅の1割以上のとき

イ 火災による場合

(7) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

- (1) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- (2) 整備及び管理者
災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めるときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市が行うものとする。
- (3) 整備管理等の基準
災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。
 - ア 入居者の条件
 - (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
 - (イ) 当該災害発生後3年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で、深川市営住宅条例で定める金額を超えない世帯であること。
 - (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
 - (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
 - イ 構造
再度の災害を防止する構造とする。
 - ウ 整備年度
原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度
 - エ 国庫補助金
 - (ア) 建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
 - (イ) 借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5

7 施工及び資材等の調達

応急住宅の建設又は応急修理のための資材、暖房用燃料等の調達は、原則として市内の建設、木材業者を指名する。ただし、建築資材の調達が困難な場合は、北海道にあつ旋を要請するものとする。

8 費用及び期間

応急仮設住宅及び住宅の応急修理のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、おおむね「第6章 第31節 救助法の適用と実施」のとおりである。

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、それを記録しておくものとする。

10 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第20節 被災宅地安全対策計画

市内の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図るために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請をするものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設水道部に置き、次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地にかかる被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努めるものとする。

第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長（福祉班）

救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて市長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、北海道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。

(2) 実施の方法

行方不明者の捜索は、市長が警察官と協力し、消防機関及び地域住民の応援を得て捜索班を編成し、必要な舟艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

(3) 捜索要請

市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、その検死後に処理に当たるものとする。

4 遺体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡すものとする。また、身元が判明しない場合又は遺族等により身元確認が困難な場合又は引き取り人がいない場合は、市長が実施する。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては、市長が行うものとする。

(2) 遺体の収容処理

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をし、また、遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

イ 遺体の一部保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共施設又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。なお、遺体安置場所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

ア 室内施設であること

イ 一時避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設

ウ 検死等が可能な一定の広さを有する施設

エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

5 遺体の埋葬

災害の際死亡した者で市長が必要と認めた場合、応急的に遺体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

エ 市長は、埋葬の実施が自ら出来ないと認められる場合は、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 他市町村から漂着した遺体の処理

被災した他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができない場合には、市において処理するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明した場合と同様に処理するものとする。

イ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人（注1）扱いとする。

〔注1〕 行旅死亡人 遺体の氏名又は本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手がいない死者

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

8 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

8 火葬場の状況

（資料編 資料4-6 火葬場及び埋葬場所の状況）

9 埋葬場所の状況

（資料編 資料4-6 火葬場及び埋葬場所の状況）

10 実施状況の記録

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画を実施したときは、記録しておかなければならない。

（資料編 資料7-5 救助の種目別物資受払状況）

（資料編 資料7-12 遺体の捜索状況記録簿、遺体処理台帳、埋葬台帳）

11 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

第22節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常の生活に支障のないよう処理するための対策は、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長（土木施設班）が行う。ただし、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 鉄軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- イ 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- ウ 河川における障害物の除去は河川の流水をよくし、溢水を防止し、又は護岸等の決壊を防止するため必要なとき。
- エ その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。ただし、集積する場所については、次の点に留意する。
 - ア 住民の生命、財産等に被害を与えない場所。
 - イ 盗難等の危険のない場所
 - ウ 交通の障害とならない場所
- (2) 市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 障害物の保管等

- (1) 市長は、応急措置の実施に支障となる工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。（基本法第64条第2項）

(2) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。(基本法施行令第26条)

(3) 保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することとする。この場合、売却の方法及び手続は競争入札又は随意契約による。(基本法施行令第27条)

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、第6章第5節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

7 実施状況の記録

住家の障害物を除去した場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-13 障害物除去の状況)

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

(2) 被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、市及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、応急復旧を実施する

ものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び深川市地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

（資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表）

（資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表）

第24節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料を円滑に確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料の円滑な確保は、市長（農林班）が行う。

2 応急飼料の確保

市長は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、さらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、空知総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、付添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第25節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（経済対策班）が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとする。

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し経済対策班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

(3) 奉仕等の要請先及び活動

ア 奉仕団等の要請先

「資料編 資料1-8 住民組織等協力要請先一覧表」による。

イ 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難所に収容された被災者の世話
- (イ) 被災者への炊き出し
- (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
- (エ) 被災者への飲料水の供給
- (オ) 被災者への医療、助産の協力
- (カ) 避難所の清掃
- (キ) 市の依頼による被害者状況調査
- (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

(1) 労務者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
- キ その他災害応急対策のために必要な労務員

(2) 職業安定所長への要請

市において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして公共職業安定所長に求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 費用及び期間

(1) 費用は、市が負担するものとし、賃金は、一般の水準により、その都度市長が定める。ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。

(2) 期間は、当該救助の実施期間内とする。

5 実施状況の記録

労務者を雇上げた場合は、記録しておかなければならない。

(資料編 資料7-15 賃金作業員雇用台帳)

6 費用の限度

救助法施行細則の定めるところによる。

第26節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

1 基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 緊急運航の要請

本市において、災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、北海道知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(1) 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次に該当する場合に要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 市の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請方法

市長（本部情報連絡室）から北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「資料編 資料7-19 様式1 防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請の場合は、深川地区消防組合が行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連携方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク TEL 64-6-210-39-897 FAX 64-6-210-39-899

(4) 報告

緊急運航を要請した場合、災害等が収束したときには、速やかに「資料編 資料7-19 様式2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、北海道総務部長に対し報告する。

3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の偵察、情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の運送

- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - 地上における消火活動では、消火が困難である場合
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他
 - ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

4 受け入れ体制等の確保

市長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

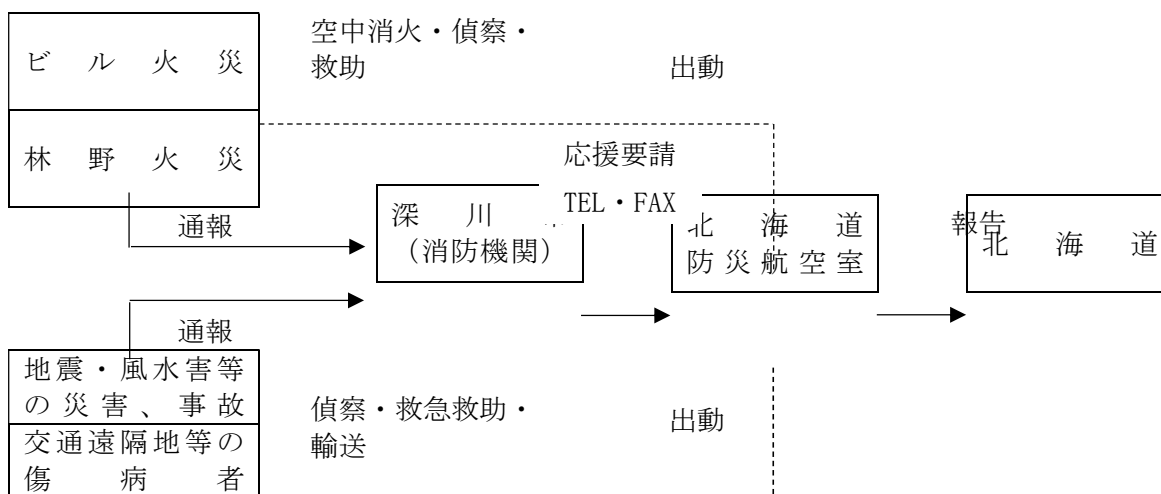
なお、市内のヘリコプター発着可能地点は、(資料編 資料4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準) のとおりである。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

5 消防防災ヘリコプター運航連絡系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請については、下記のとおりとする。



6 ヘリコプター発着可能場所

(資料編 資料4-7 ヘリポート一覧及び臨時ヘリポート設定基準)

第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請方法

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請を依頼し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（資料編 資料7-18 様式1 自衛隊災害派遣の要請依頼について）

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当班及び要請依頼先

- ア 災害派遣要請依頼は、本部情報連絡室が行う。
- イ 派遣要請依頼先（連絡先）
空知総合振興局長（地域政策課主査（防災））TEL 0126-20-0033

(3) 緊急を要する場合の要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（空知総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶により北海道知事（空知総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接指定部隊に通報できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに北海道知事（空知総合振興局長）に連絡し、文書を提出する。

- ・ 陸上自衛隊第2師団長（第3部防衛班） TEL0166-51-6111 内線2234（当直2600）

3 災害派遣部隊の受入れ態勢

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他、受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事（空知総合振興局長）への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事（空知総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

(3) 経費

ア 次の費用は、市において負担する。

(ア) 資材費及び機器借上費

(イ) 電話料及びその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) 汲取料

イ その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

(4) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、市等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなると認めるときは、速やかに文書をもって北海道知事（空知総合振興局長）に要請を依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請を依頼し、その後文書を提出するものとする。

（資料編 資料 7-18 様式 2 自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について）

5 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項、自衛隊法第94条）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

派遣要請先：空知総合振興局地域振興部地域政策課主査（防災）（TEL 0126-20-0033）

緊急時：陸上自衛隊第2特科連隊（TEL 0166-51-6111）

第28節 広域応援・受援計画

大規模な地震災害等が発生した場合の北海道及び他市町村等との相互協力については、この計画定めるところによる。

1 広域応援要請

大規模な地震災害等が発生し、その被害の規模、態様等により市の防災体制のみでは、発生災害の全てに対応できない場合は、北海道及び自衛隊に応援を要請するほか、他の相互応援協定に基づき応援を要請する。(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧 参照)

また、災害時に迅速に相互連絡が行えるよう、連絡体制の確立に努めるものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧)

2 応援受入体制の確立

(1) 応援受入本部

応援受入の総合的窓口として「応援受入本部」を本部情報連絡室内に設置し、そこから必要な部署に引き継ぎ、外部からの問合せ先を明確にするものとする。

(2) 応援の受入場所

応援の受入場所にあつては、深川市総合運動公園内「市民球場及び陸上競技場」とする。

また、災害発生時の状況及び、冬期間の応援受入を考慮し、公共施設を優先に民間施設の利用も検討するものとする。

3 応援要請を受けた場合の対応

平常時から、災害発生後の広域応援体制について検討を行い、応援要請に対し迅速かつ的確な対応が図れるよう努めるものとする。また、道北市長会を構成する9市による「災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書」及び「北空知1市4町災害時相互応援協定」に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、又は協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。

(1) 応援可能人員の把握

(2) 防災関連資機材の在庫確認及び調達

(3) 応援用車両の確保

(4) 情報伝達方法の確認

(5) 被災者受け入れ体制の検討

4 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努めるものとする。

第29節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、市長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

市長又は市委員会若しくは委員（以下本節において「市長等」という。）なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

- (4) 派遣職員のサービスは、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【参考】昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第30節 防災ボランティア活動との連携計画

災害発生後に、災害応急対策を実施するうえで、奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO（以下「ボランティア団体」という。）の支援活動を効果的に受け入れるための調整に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア活動の支援、調整

市長（救援班）は、災害発生時にボランティア団体と連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援、調整を図るものとする。

(1) 情報の共有化

災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報を積極的に受け入れる。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動が効果的に行えるよう、必要な機器、資材及び活動の拠点（市所有施設の会議室等）を提供する。

(3) ボランティア保険の加入

ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により保険加入手続きを行う。

2 ボランティア団体の受け入れ

ボランティア団体の受け入れや運営は、深川市社会福祉協議会に委ね、現地本部を設置するものとし、市は、その活動のために必要な情報、活動場所等を提供する側面支援を行うものとする。また、主として次の活動について、ボランティア団体の協力を得るものとする。

- (1) 被災状況、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法による救助の実施は、北海道知事が行うものとする。ただし、市長は北海道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、市の適用基準は次のとおりである。

被害区分 市の人口	市単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
15,000人以上 30,000人未満	50	25	市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

3 救助の実施と種類

北海道知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認められる救助を実施するものとする。なお、北海道知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し委任する。

【救助の種類と実施期間】

救助の種類	救助・着工期間	実施者区分
避難所、福祉避難所の設置	7日以内	市
災害が発生するおそれのある段階の避難所の供与	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	市
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	20日以内	対象者、対象箇所を選定～市設置～北海道（委任したときは市）
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	速やかに提供	市（あらかじめ関係団体と協定締結）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療	14日以内	医療班～北海道・日本赤十字社北海道支部（委任したときは市）
助産	7日以内	医療班～北海道・日本赤十字社北海道支部（委任したときは市）
被災者の救出	3日（72時間）以内	市
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	10日以内	市
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）	市
学用品の給与	教科書等 1月以内 文房具等 15日以内	市 市
埋葬	10日以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市・日本赤十字社北海道支部
障害物の除去	10日以内	市

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

4 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収

用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。